

Go To トラベル事業に関する動画 使用ガイドライン

2020年9月25日 作成

2021年12月1日 改訂

第1条 目的

1. 「Go To トラベル事業」は、地域における経済の好循環の創出とウィズコロナ時代における「安全で安心な新しい旅のスタイル」を普及・定着しようとする事業です。
2. 「新しい旅のエチケット」（以下、「Go To トラベル事業に関する動画」という）は、旅行者が感染リスクを避けた、楽しい旅行をしていただくために“感染防止のための留意点”をまとめた動画です。

第2条 管理者

「Go To トラベル事業に関する動画」の管理者および著作権者は、GoTo トラベル事業事務局（以下「事務局」という。）です。

第3条 使用適用者

「Go To トラベル事業に関する動画」を使用できるのは、「Go To トラベル事業」の趣旨に賛同し、本ガイドラインの全ての内容に同意する者です。

第4条 利用期間

事務局承認日から Go To トラベル事業終了日までとします。

第5条 使用承認について

「Go To トラベル事業に関する動画」の使用に際して、第6条及び第8条に定める場合を除き、「Go To トラベル事業」に関する取組に使用するものであれば、事務局が指定したフォームに必要事項を入力して申請を行い、事務局が承認することで使用許可とします。

第6条 禁止事項

1. 「Go To トラベル事業に関する動画」の使用者は、事務局から使用許可された動画データの一部分又は全部の編集、加工、改変、追加して使用することはできません。
2. 「Go To トラベル事業に関する動画」の使用者は、事務局から使用許可された動画を第三者に譲渡、承継、貸借することはできません。

第7条 報告

「Go To トラベル事業に関する動画」の使用者は、事務局が求めるときは、必要な資料を提出するなど、使用内容を報告する義務を負います。

第8条 使用許可の取消

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する行為が判明した場合は、事務局は催告なしに使用者に対して「Go To トラベル事業に関する動画」の使用許可を取り消します。

(1) 本ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり事務局からの是正指示に応じないとき

(2) 使用内容が「Go To トラベル事業に関する動画」の趣旨と著しく異なるとき

(3) 使用者が「Go To トラベル事業」の信用を傷つける行為を行ったとき

(4) 公序良俗に反するとき

(5) 使用者が、暴力団また暴力団員、その他暴力団または暴力団員に準じる反社会的勢力また

は人物と関係があることが判明したとき

2. 上記不正使用等の場合は、「Go To トラベル事業に関する動画」を速やかに破棄しいかなる理由があろうとも保存、開示、利用または譲渡することはできません。

第9条 ガイドラインの変更

本ガイドラインは、事務局により事前の通知なく変更される場合があります。使用者は、適宜掲出されているガイドラインを公式サイトでご確認ください。